資料４

柔道整復施術療養費制度について

目　次

（１）柔道整復施術療養費制度について・・・・・・・・・・・・・2
（２）北海道の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）請求に関する問題について・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）給付適正化の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・6

１．柔道整復施術療養費制度について

柔道整復術は今から1300年ほど前に、日本古来の武術・柔術から生まれ、武道の達人たちは、自分たちで治療する方法を編出し、長い年月をかけて医療の一部として発展させてきました。昭和に入り整形外科担当の医療機関の配置・医師の不足に加え、都市部以外の被保険者が従来からの慣習上外科医に受療するより柔道整復師の施術を受けることが多いことや、施術の一部が整形外科医が行う医療方式と同一理論によるものがあること等により、被保険者保護の立場から昭和１１年に療養の給付として認められました。

◆支給対象

外傷性※が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れ等
なお、骨折および脱臼については、医師の同意が必要（応急手当を除く）

※外傷性とは：関節などの可動領域を超えた捻れ、外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であり、慢性に至っていないもの
（スキーで転倒、重いものを移動した際の腰痛、ぎっくり腰、スポーツによる怪我など）

☞柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
（施術の制限）
第17条「柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合はこの限りではない。」

◆支給額

各保険者は、柔道整復師の施術にかかる療養費の算定基準（厚生労働省保健局通知）に基づき支給

◆支給方法

療養費は、本来、施術を受けられた方が費用の全額を支払った後、自ら保険者（協会けんぽ）へ請求を行い、支給を受ける『償還払い』が原則ですが、例外的な取り扱いとして、柔道整復の施術については、自己負担分を柔道整復師へ支払い、柔道整復師が残りの費用を協会けんぽに請求する『受領委任』という方法が認められている（昭和11年より実施）

☞受領委任について、 保険者等からの委任を受けた地方厚生（支）局長及び都道府県知事と柔道整復師が協定（契約）を結んでいる。

◆指導監査

受領委任の契約の当事者である、地方厚生（支）局長、都道府県知事が指導監査を実施している

２．北海道支部の現状について

柔道整復師養成施設は従来新規設立に制限がかけられており、全国に１４校しかありませんでした。
しかし、平成１０年に指定基準が充たされる以上は養成施設の指定を行わなければならないとの司法判断により、以後、指定規則を満たしていれば新規設置が認められ、平成２５年には全国で１０７校となり、柔道整復師の数も年々増加しております。
これに伴い、柔道整復施術療養費の支給件数も増加している状況です。

各支部における施術所数の推移

（件）

支部名	平成24年	平成26年	平成28年
北海道	1,489	1,593	1,711
東　京	5,377	5,759	5,922
愛　知	2,089	2,226	2,318
大　阪	6,256	6,500	6,838
福　岡	1,570	1,785	1,971

各支部における施術者数の推移

（人）

支部名	平成24年	平成26年	平成28年
北海道	1,859	1,976	2,221
東　京	9,477	10,049	10,605
愛　知	2,656	2,878	2,993
大　阪	8,131	8,782	8,994
福　岡	2,509	2,843	3,163

※衛生行政報告例（厚生労働省）　平成24年・平成26年・平成28年より

柔道整復療養費の推移

(北海道)

年度	支給件数（件）	支給金額（千円）
平成25年度	426,534	1,806,256
平成26年度	433,517	1,839,571
平成27年度	448,082	1,906,840
平成28年度	457,766	1,907,504

支給件数及び金額の伸び率の推移（北海道）

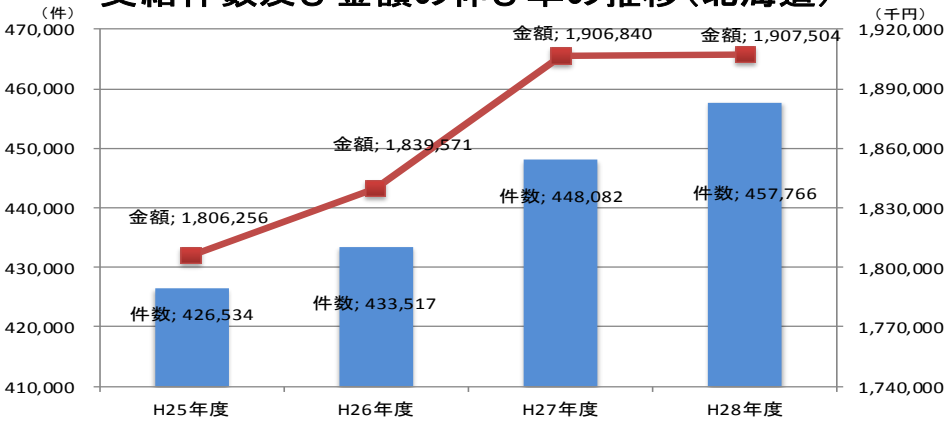

３．請求にかかる問題等について

柔道整復師による施術の増加に伴い、一部の柔道整復師による「不適切な請求」が問題となっております。
協会けんぽではそのような不適切な請求を防止するため『適正化』に向けた取り組みを強化しております。

◆主な不適切な請求内容

○施術回数の水増し：患者が施術を受けた回数よりも多く請求

○施術部位の水増し：実際には１箇所しか負傷していないものを２～３箇所の負傷があるように請求

○部位ころがし　　：柔道整復療養費の保険請求は、打撲・ねんざの施術が３ヵ月を超えた場合、申請書に長期施術の理由を記載することとなっており、負傷してから５ヵ月を経過すると請求できる金額が80%に減額されるため、３ヵ月経つ前に新しい別の部位が負傷したこととして長期にわたり繰り返し請求

○ﾘﾗｸｾﾞｰｼｮﾝ の提供：整骨院などではﾘﾗｸｾﾞｰｼｮﾝ（肩こり・腰痛・関節痛に対するﾏｯｻｰｼﾞなど）の提供では保険請求はできないため、傷病名を「捻挫」「打撲」等と偽り請求

○無資格者の施術　：店舗のチェーン化で人件費を安くするため、国家資格のない学生やマッサージ経験者を雇い施術を行い請求

施術による収入は、長期間・多数の部位に対し頻度の高い施術を行うことがより多くの収入に繋がることから、近年、不適切な請求が増加したため、**①長期施術対策**（施術期間について１部位当たりの施術が5ヵ月を超過した場合、施術料金を80%に逓減、打撲・捻挫の施術が３ヵ月を超過した場合は申請書に長期施術理由を記載する）と**②多部位請求対応**（４部位目以降の施術料金は３部位目に包括、３部位目の施術料金は60%に逓減）を講じてきたところですが、現在、このような対策を逃れるため、**同一患者において、負傷と治癒を繰り返し請求する方法（部位ころがし）**が新たな不適切請求の手口として指摘されています。

また、施術所間の過当競争により、柔整師法第24条に掲げられている事項以外の広告（○○円で初回お試し、ダイエット、疲労回復、各種保険取扱、交通事故専門等をチラシやのぼりで広告）で患者を違法に誘引している施術所も見受けられます。

３．請求にかかる問題等について

療養費詐取事件の事例１

【事件の概要】

・2015年11月、指定暴力団住吉会系組長が医師や柔道整復師らと共謀して「診療報酬」や「療養費」を不正受給していたとして、警視庁は組長と柔道整復師、接骨院を経営する会社役員ら数十名を詐欺容疑で逮捕

・不正受給の総額は約１億２千万円で、警視庁は暴力団が診療報酬や療養費を資金源にしていたとみて解明を進めている

・組長と会社役員らは2010年以降、医院や接骨院などで組員ら数百人が治療や施術を受けたと偽り、医師や柔道整復師に架空の診療報酬や療養費を請求する手口で騙し取っていた

・組長らは配下の組員や知人等を勧誘し、一度通院させ健康保険証のコピーを入手。そのコピーを使って医師や柔道整復師らに、その後も利用したとする虚偽の請求をさせていた

・不正請求の名義人には組員のほか、タレントの女医やお笑い芸人、歌手なども含まれていた

療養費詐取事件の事例２

【事件の概要】

・2016年10月、元大阪市池田市議会議員が自ら経営する整骨院の会社役員と共謀して「療養費」を不正受給していたとして、大阪府警は市議と会社役員、院長らを逮捕

・従業員と家族の健康保険証を集めて診療報酬を水増ししたり、実際には行っていない施術を行ったと偽り、療養費約２千万円を協会けんぽ大阪支部へ請求、全額が支払われた

・患者役に数千円のギフトカードを渡していた

・市議は「不正は当たり前、皆やっている」と自ら不正を主導し、約５年間も療養費を詐取していた

４．給付適正化の取組強化について

柔道整復施術療養費の適正な支払いを行うため、多部位かつ頻回の疑義がある申請について加入者に対する文書照会を強化しております。また、負傷部位を意図的に次々と変え、長期にわたり治療を繰り返す「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診に対する照会も強化し、給付適正化の取り組みを強化しています。

◆主な取り組み（国）

【これまでの適正化に向けた主な取組】

適正化項目	導入時期	主な取組の内容
長期施術	平成６年	・初検から５ヵ月を超過した部位に係る施術料金を８０％に逓減
多部位請求	平成22年 平成22年 平成25年	・３部位目の給付率の見直し（８０％→７０％） ・４部位目以降の施術料金の包括（３３％→０％） ・３部位目の給付率の見直し（７０％→６０％）
患者による確認強化	平成22年	・領収書の発行を義務化 ・希望者に対する明細書の発行義務化
審査の強化	平成24年	・柔整審査会の審査要領で、長期・多部位・頻回施術を特に重点的に審査する事項として位置づけ

４．給付適正化の取組強化について

【施術管理者要件の厳格化】

厚生労働省は2018年4月より、柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格があれば開設できましたが、新たに資格を取得した後に「実務経験」と「研修の受講」を加えました。

これは、柔道整復師になってすぐに整骨院などを開設し保険制度が十分に理解できていないことや、整骨院が供給過多となり経営難になる整骨院が増えること等により不適切な請求に手を染めてしまうものと考えられるため、管理者に実務経験を求め、適切な施術所運営を促す狙いがあります。

〔実務経験の期間〕

- 平成30年4月～平成34年3月までに届け出する場合　⇨　１年間の実務経験
- 平成34年4月～平成36年3月までに届け出する場合　⇨　２年間の実務経験
- 平成36年4月以降に届け出する場合　⇨　３年間の実務経験

〔研修の受講〕

- 16時間以上２日間程度
- 研修内容：①職業倫理、②適切な保険請求、③適切な施術管理、④安全な臨床

４．給付適正化の取組強化について

◆主な取り組み（協会けんぽ）

【柔道整復施術に係る療養費の審査委員会の設置】

・柔整審査委員会の審査要領に基づき、全申請書の審査を行い、疑義が生じたものについては返戻又はその理由について報告を求める

・構成メンバー：学識経験者２名、施術者代表７名、保険者代表７名の計16名で北海道支部長が委嘱

・開催日：毎月１回

・審査件数（H29年度）：472,486件

・返戻件数（H29年度）：892件

【柔道整復療養費　患者照会】

・通院日数や負傷部位が多い方などに照会文書にて内容を確認し、申請書との整合性を確認

今後はいわゆる“部位ころがし”の疑義がある内容について照会を強化

・患者照会件数（H29年度）：　－　件（回答率は約50%）

・患者照会の結果、不正請求の疑いが複数名分ある施術所について、北海道厚生局へ情報提供を行い、厚生局では適宜指導・監査を実施

・北海道厚生局への情報提供（H29年度）：　12施術所（17名）

負傷の原因や通院日数の確認

負傷した箇所の確認

照会文書

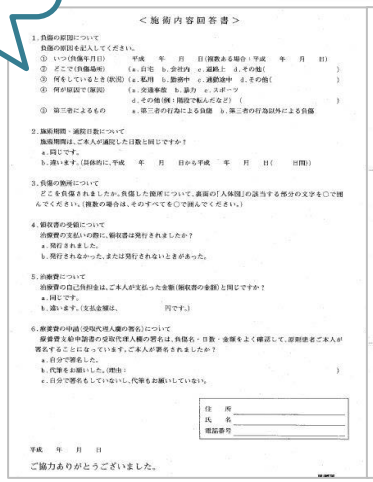
＜施術内容回答書＞

1．負傷の原因について
負傷の原因を記入してください。
① いつ（負傷年月日）　平成　年　月　日（複数ある場合：平成　年　月　日）
② どこで（負傷場所）　a．自宅　b．会社内　c．道路上　d．その他（　　）
③ 何をしているときに（状況）（a．起床　b．勤務中　c．通勤途中　d．その他（　　））
④ 何が原因で（原因）　a．交通事故　b．暴力　c．スポーツ
d．その他（例：階段で転んだなど）（　　）
⑤ 第三者によるもの　a．第三者の行為による負傷　b．第三者の行為以外による負傷

2．施術期間・通院日数について
施術期間は、ご本人が通院した日数と同じですか？
a．同じです。
b．違います。（具体的に、平成　年　月　日から平成　年　月　日（　　日間））

3．負傷の箇所について
どこを負傷されましたか。負傷した箇所について、裏面の「人体図」の該当する部分の文字を○で囲んでください。（複数の場合は、そのすべてを○で囲んでください。）

4．領収書の受領について
治療費の支払いの際に、領収書は発行されましたか？
a．発行されました。
b．発行されなかった、または発行されないときがあった。

5．治療費について
治療費の自己負担額は、ご本人が支払った金額（領収書の金額）と同じですか？
a．同じです。
b．違います。（支払金額は、　　円です。）

6．療養費の申請（受取代理人欄の署名）について
療養費支給申請書の受取代理人欄の署名は、負傷名・日数・金額をよく確認して、原則患者ご本人が署名することになっています。ご本人が署名されましたか？
a．自分で署名した。
b．代筆をお願いした。（理由：　　）
c．自分で署名もしていないし、代筆もお願いしていない。

住　所
氏　名
電話番号

平成　年　月　日
ご協力ありがとうございました。

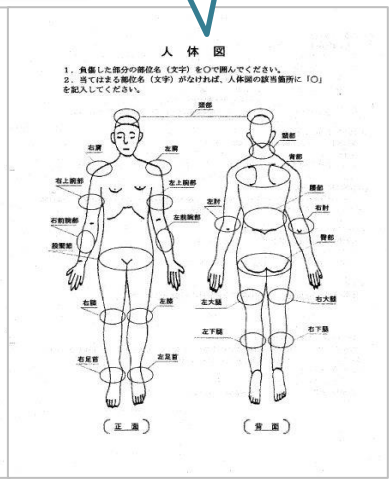

★今後も引き続き、長期・頻回・多部位などの施術内容に重点を置いた審査に加え、部位ころがしなどの不正請求の疑義が複数名分あるものを優先して照会を強化し、北海道厚生局への積極的な情報提供を行うとともに、関係団体等との連携を強化し給付のさらなる適正化を目指す。

５．参考

《関連通知文等について》

○昭和１１年１月２２日（保発第３５号　内務省社会局保険部長通知）

『被保険者ガ柔道整復術営業者ニ就キ手當ヲ受ケントスル場合ノ取扱ニ関スル件』

○昭和４５年４月１４日法律第１９号

『柔道整復師法』

○昭和６１年６月６日（保険発第５７号　厚生省保険局医療課長通知）

『柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について』

○平成６年５月２０日（保発第４９号　厚生省保険局長通知）

『柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定について』

○平成２２年５月２４日（保発0524第１号　厚生労働省保険局長通知）

『柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定について』

○平成２４年３月１２日（保医発0312第1号、保保発0312第1号、保国発0312第1号、保高発0312第1号　厚生労働省保険局医療課長外連名通知）

『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について』

○平成２５年４月２４日（保発0424第1号　厚生労働省保険局長）

『柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について』

○平成２９年９月４日（保医発0904第2号　厚生労働省保険局医療課長通知）

『「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」の一部改正について』

○平成３０年１月１６日（保発0116第2号　厚生労働省保険局長通知）

『柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について』